

エネルギー多量使用事業者(工場・事業所等)向け

大阪府気候変動対策の推進に関する条例  
に基づく対策計画書書き方説明資料  
(新制度に基づく計画書)

大阪府環境農林水産部

脱炭素・エネルギー政策課

気候変動緩和・適応策推進グループ

(注意)

大阪府気候変動対策の推進に関する条例及び同規則(以下「条例等」という)は令和5年4月1日付で改正されています。

書き方の詳細については「気候変動対策指針」及び「大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書及び実績報告書等届出の手引き(本資料では「届出の手引き」という)」もご確認ください。

条例等については、大阪府ホームページ「[大阪府／大阪府気候変動対策の推進に関する条例 \(osaka.lg.jp\)](https://www.osaka.lg.jp/)」よりご確認ください。

# 目次

1. 大阪府気候変動対策の推進に関する条例の目的
2. 届出制度の概要について
3. 評価制度について
  - (1) 基準年度比削減率について
  - (2) 重点対策実施率について
  - (3) 重点対策対象の事業所について
4. 立入調査について
5. 対策計画書の書き方と留意点

# 1. 大阪府気候変動対策の推進に関する条例の目的

## 目的

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進

- 気候変動の緩和
- 気候変動への適応
- 電気の需要の最適化
- 建築物の環境配慮 等

➡ 良好な都市環境の形成

➡ 現在及び将来の  
府民の健康で豊かな生活の確保

## 2. 届出制度の概要について

令和5年4月1日「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」が改正されました。

改正前 **旧制度**

対策計画書の基準年度  
計画期間における初年度の前年度

対策計画書の計画期間  
3年間



令和5年4月1日より前に届出がされた対策計画書に係る実績報告（= 2022年度の実績報告）は、改正前の様式にて作成する。

改正後 **新制度**

対策計画書の基準年度  
原則、**2013年度**

（例外）

- ・2013年度時点で特定事業者の要件を満たしていない場合
- ・2013年度以降に、会社の統廃合等により事業活動が著しく変動した場合
- ・2013年度全体のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量に関するデータが把握できない場合
- ・その他知事が認める場合

⇒計画期間の実績を適切に比較できる年度を用いることができる。

対策計画書の計画期間  
対策計画書を提出した年度から  
**2030年度（令和12年度）**まで

## 2. 届出制度の概要について

●大阪府域では100年間に約2℃気温が上昇しており、これは地球温暖化とヒートアイランド現象の2つの“温暖化”の影響と考えられています。

●これらの温暖化の防止等の対策を推進するため、大阪府では気候変動対策の推進に関する条例により、気候変動の緩和、気候変動への適応、電気の需要の最適化、建築物の環境配慮のための対策等を促進しています。

### 産業・業務・運輸

#### エネルギーの多量消費事業者による報告制度

対象：エネルギーを多量に使用する事業者等

#### 〔特定事業者〕

・温室効果ガスの排出抑制等のための対策計画書や実績報告書の届出と公表

おおさか気候変動対策賞

### 建築物

#### 建築物の環境配慮制度

対象：建築物を新築する方や増改築する方（新築・増改築に係る部分の床面積が2,000㎡以上）

・建築物環境計画書等の届出と公表  
・建築物環境性能表示（表示ラベル）の表示

おおさか環境にやさしい建築賞

おおさか気候変動対策賞

### 電気事業者

#### 小売電気事業者等による報告制度

対象：小売電気事業者等




・電気需給に関する対策計画書や実績報告書の届出と公表

## 2. 届出制度の概要について

### 《エネルギーの多量消費事業者による報告制度》

赤字：旧制度から変更あり

#### ■ 特定事業者とは

-  1. 府内の全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL／年以上の事業者  
〔条例施行規則第3条第1号〕
-  2. 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン等）のうち、府内の加盟店を含む全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL／年以上の事業者  
〔条例施行規則第3条第2号〕
-  3. 府内で自動車を**30台**以上（タクシー事業者の場合は**75台**以上）使用する事業者  
〔条例施行規則第3条第3号〕

エネルギーの多量消費事業者（特定事業者）に対し、事業活動に係る

(1)①**気候変動の緩和**、②**気候変動への適応**、③電気の需要の**最適化**のための対策

(2)温室効果ガスの排出量の**削減**に関する目標などを記載した**2030年度までを計画期間とする対策計画書を届出**するとともに、対策計画書に基づき実施した結果を記載した**実績報告書を年度ごとに届出**することを義務付け

〔条例第9条第1項、第11条第1項〕

## 2. 届出制度の概要について

### 《参考》テナントビルにおけるオーナーとテナント事業者のエネルギー使用量の算入方法について

令和5年度以降に提出いただく対策計画書より、省エネ法に準拠し、テナントビルにおいてテナント事業者は、テナント専有部の備付設備（照明・空調等）についてもエネルギー使用量を算入いただくよう統一しました。

オーナーが備付設備に管理権限を有し、テナント事業者が設備を持ち込んでいる場合

	オーナー			テナント事業者		
	備付設備 (共用部)	テナント専有部の備付設備 (照明・空調等)	テナント 持込設備	備付設備 (共用部)	テナント専有部の備付設備 (照明・空調等)	テナント 持込設備
エネルギー管理 権限(※)の有無	○	○	×	×	×	○
エネルギー使用 量の算入要否	○ (要算入)	○ (要算入)	×	×	○ (要算入)	○ (要算入)

ただし、テナント事業者がテナント専有部の備付設備のエネルギー管理権限を有している場合は、オーナーはその備付設備のエネルギー使用量について算入する必要はありません。

※エネルギー管理権限がある場合とは、設備の設置・更新の権限を有し、エネルギー使用量が計量器等により特定出来る場合を意味します。

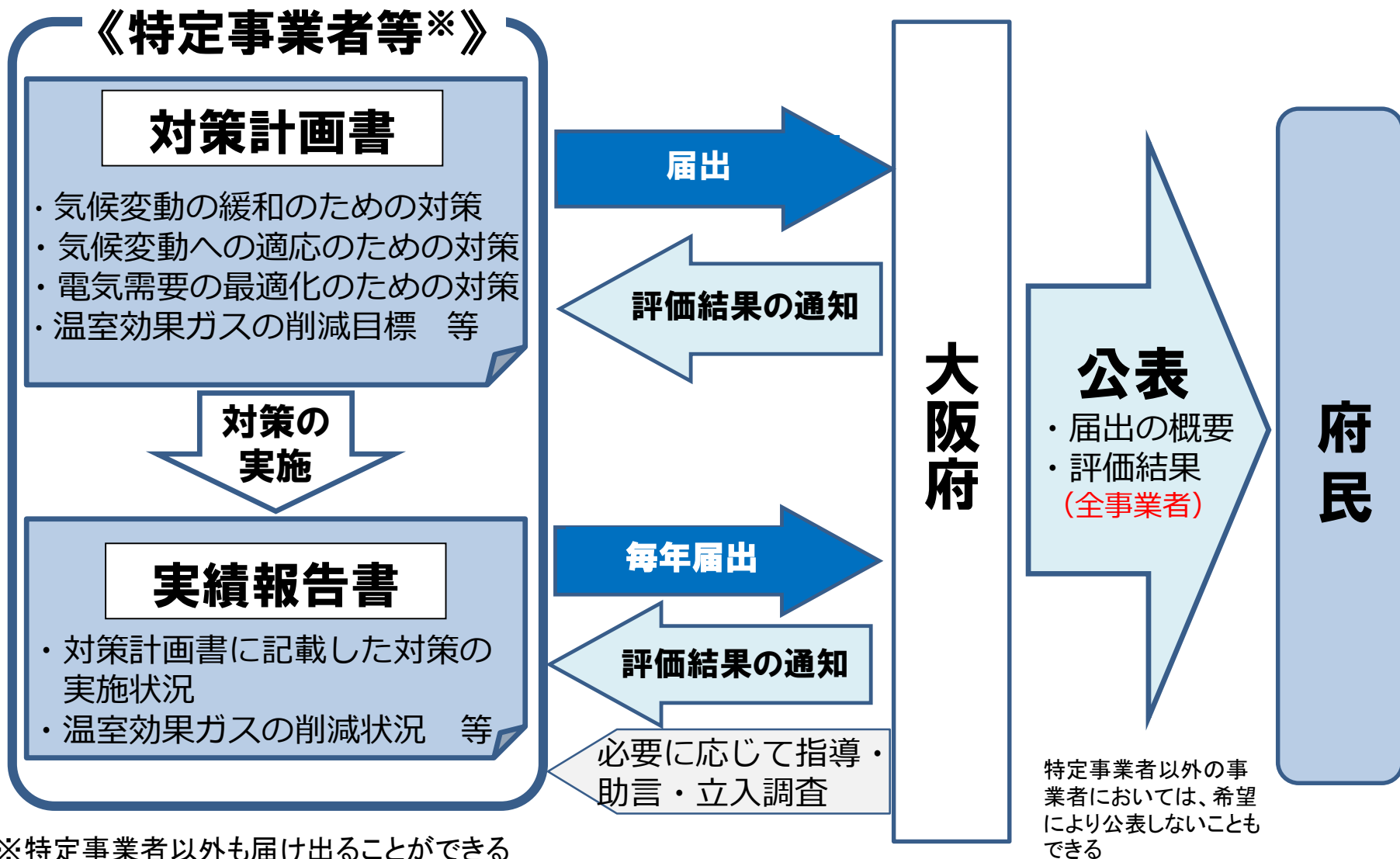
〈参考〉省エネポータルサイト（よくある質問） 経済産業省資源エネルギー庁HP

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/faq/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/faq/)（外部リンク）



## 2. 届出制度の概要について

### 《エネルギーの多量消費事業者による報告制度》



## 2. 届出制度の概要について

### 対策計画書

特定事業者は、2030年度までに実施または実施予定の気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化にかかる対策等を記載した対策計画書を作成し、大阪府知事あてに必ず届出すること。

**提出期限：毎年度9月末**

### 実績報告書

対策計画書を届出した年度の翌年度からは、計画に掲げた対策の実施状況や削減目標の達成状況等を記載した実績報告書を毎年度作成し、大阪府知事あてに必ず届出すること。

**提出期限：毎年度8月末**

2023年度(2022年度実績)の  
報告は旧制度に基づく様式

※計画期間中に住所や事業者名の変更があった場合、**氏名等変更届出書の届出が必要**になります。

(代表者の氏名のみの変更時は、氏名等変更届出書の届出は不要です。)

※代表者と異なる者(工場長等)が届出者となる場合は、**代表者による委任状が必要**です。

代表者または委任者が直近の実績報告書提出時から変更している場合は、委任状を作成のうえ、実績報告書と併せてご提出ください。

## 2. 届出制度の概要について

### 届出方法

次の①から③のいずれかの方法で届出を提出すること。

#### ① 電子申請による届出

大阪府行政オンラインシステムにて、申請。

以下のURLより申請ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

#### ② 郵送による届出

原本の郵送と、あわせてメールにより電子ファイルを提出。

#### ③ 持参による届出

原本と、あわせてメールにより電子ファイルを提出。

※ 条例では副本の提出を求めておりません。

副本を提出いただいても、副本への受付印等の押印は行いませんのでご注意ください。

(郵送での提出の際に副本及び返信用封筒を同封された場合、押印せずに副本を返送いたします。)

届出の提出については、可能なかぎり電子申請での届出をお願いします。

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>)

# 2. 届出制度の概要について

## ☆電子申請画面

条例トップページ

- お知らせ
- 条例の概要
- 条例、規則

届出方法について

- 届出の手引き
- 電子申請
- Qa
- 問い合わせ

届出の様式

- 実績報告書
- 対策計画書
- 電気需給対策計画書
- 電気需給対策報告書

届出書の概要

おおさか気候変動対策頁

関連ページ

特定事業者による届出について

実績報告書は従来の指針、手引き、ハンドブックに基づき、作成ください。  
対策計画書は改正された指針、手引きに基づき、作成ください。

実績報告書用（令和4年度実績用）

- 温暖化対策指針 [PDFファイル/1.27MB] [Wordファイル/2.37MB]
- 届出の手引き [PDFファイル/2.6MB] [Wordファイル/3.63MB]（令和4年6月改定）
- 特定事業者の重点対策ハンドブック [PDFファイル/1.2MB] [Wordファイル/3.31MB]（令和4年6月改定）
- 対策計画書等の書き方説明資料 [PDFファイル/3.31MB] [その他のファイル/6.36MB]

対策計画書用（令和5年度用）

- 気候変動対策指針 [PDFファイル/755KB] [Wordファイル/2.47MB]
- 届出の手引き [PDFファイル/5.02MB] [その他のファイル/6.36MB]

※気候変動対策指針の別表第2「その他買電」の排出係数および単位を

電子申請について

電子申請いただくためには、事前に利用者登録をしていただく必要があります。詳しくは大阪府行政オンラインシステム(外部サイト)をご参照ください。

対策計画書、実績報告書など届出の種類に応じて申請ページが異なります。

ホーム

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問 ログイン 新規登録

### 内容詳細

#### 特定事業者の実績報告書

概要

※こちらは、特定事業者用の実績報告書申請画面です。

特定事業者は、実施した気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策を記載した実績報告書を8月未までに提出する必要があります。

次へ進む >

あとで申請する

初めて電子申請を行う場合、「新規登録」を行います。

- 特定事業者の方はこちら
- 対策計画書(外部サイト)
- 実績報告書(外部サイト)
- 変更届(外部サイト)
- 廃止届(外部サイト)
- 休止届(外部サイト)
- 再開届(外部サイト)
- 氏名等変更届(外部サイト)
- 委任状(外部サイト)

電子申請での届出にご協力をお願いします。

### 3. 評価制度について

対策計画書は**基準年度比削減率**と**重点対策実施率**の2軸で評価

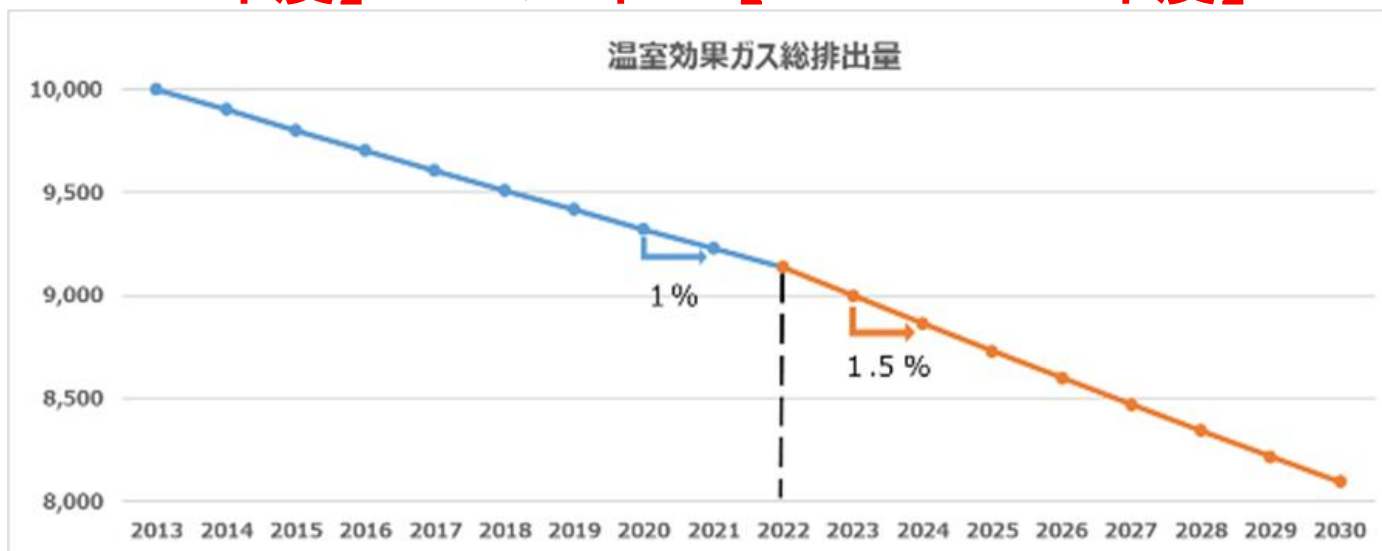
評価	基準年度比削減率	重点対策実施率
AAA	削減目安以上	100%超
AA		90-100%
A		90%未満
B	削減目安未満	90%以上
C		90%未満

※実績報告書は、別の評価表になります。（「届出の手引き」にてご確認ください。）

# 3(1) 基準年度比削減率について

基準年度における目標削減率の目安

**【2013～2022年度】 1%/年**      **【2023～2030年度】 1.5%/年**



基準年度における目標削減率の目安

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
19.0%	18.2%	17.4%	16.5%	15.7%	14.8%	14.0%	13.1%	12.2%	
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029		
11.3%	10.0%	8.6%	7.2%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%		

基準年度を2013年度に設定した場合、2030年度削減目安は19.0%となり、2030年度の削減目標が目安より低い場合、対策計画書の評価はBまたはCとなる。

## 3(2)重点対策実施率について

### ■重点対策実施率の計算方法について

- 特定事業者の重点対策には、「20の基本項目」と「5の加点項目」がある。  
※実施不可能な対策は「非該当」とする。

$$\text{重点対策実施率} = \frac{\text{基本項目の実施予定数(最大20)}}{\text{基本項目の該当数(最大20)}} \times 100$$
$$+ \text{加点項目の実施予定数(最大5)} \times 4$$

(重点対策実施率の最大は120%となる)

⇒ 重点対策の「実施済み」や「非該当」などの選択にあたっては、**「届出の手引き」**をご確認ください。

# 3(3)重点対策対象の事業所について

## ①重点対策基本項目1～15

【New】：旧制度には無かった項目

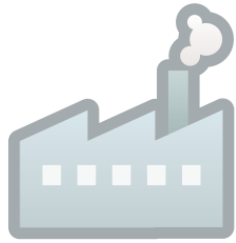
1. 危機管理台帳の整備
2. エネルギー使用量の把握、管理
3. 推進体制の整備
4. 照明の効率化及び運用の管理
5. 空調・換気設備の適正管理  
(ルームエアコンを含み、6に該当する事項を除く)
6. 冷凍機・冷温水機・燃烧装置の適正管理
7. ボイラーの適正管理 (給湯設備、空調設備は除く)
8. ポンプの適正管理
9. ファン・ブロアの適正管理
10. コンプレッサーの適正管理
11. 給湯設備の適正管理
12. 昇降機の適正管理【New】
13. 受変電設備の適正管理【New】
14. コージェネレーションの効率管理
15. 自動車の適正管理



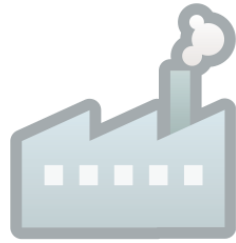
# 3(3)重点対策対象の事業所について

## ①重点対策基本項目1～15

ア.「主な事業所」※がある場合



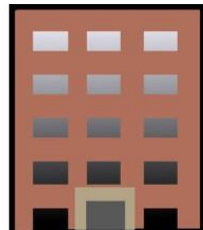
工場A  
(1,500kL/年以上)



工場B  
(1,500kL/年以上)



工場C  
(1,500kL/年未満)



事務所A  
(1,500kL/年未満)

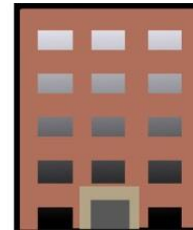
イ.「主な事業所」がない場合



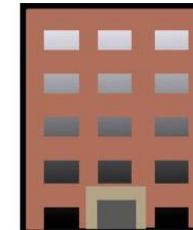
工場A  
(1,500kL/年未満)



工場B  
(1,500kL/年未満)



事務所A  
(1,500kL/年未満)



事務所B  
(1,500kL/年未満)

**全ての「主な事業所」が対象**

**任意の1事業所以上を選択**

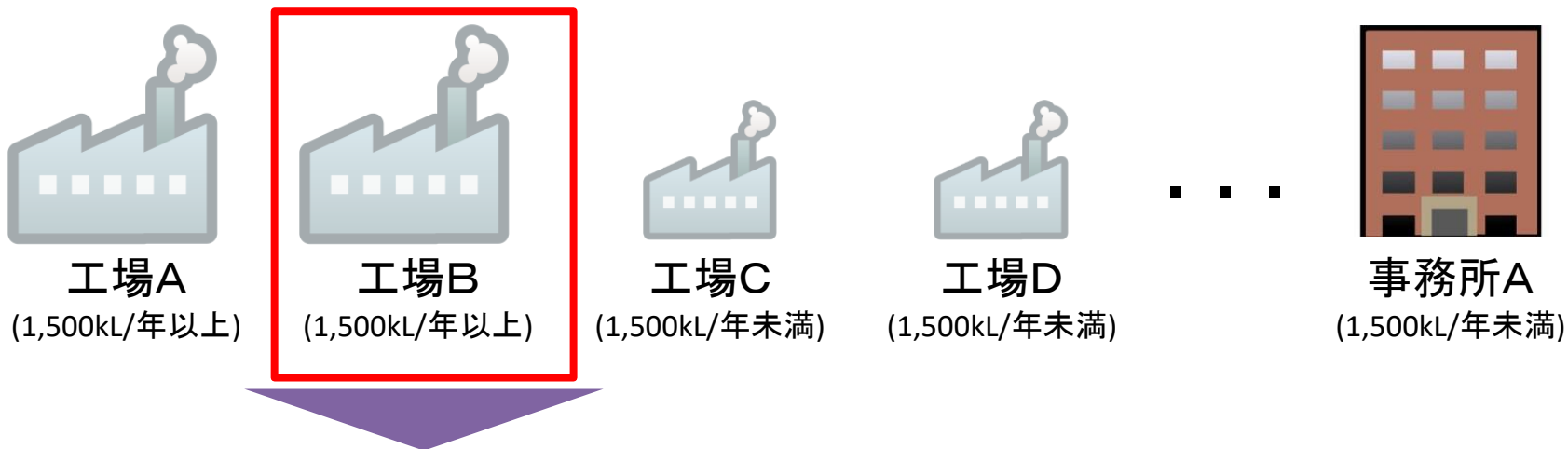
※ 「主な事業所」とは、原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル／年以上の事業所のことをいう

# 3(3) 重点対策対象の事業所について

## ② 重点対策基本項目16～20

【New】：旧制度には無かった項目

- 16. エネルギー管理システムの導入
- 17. 再生可能エネルギーの自家消費
- 18. カーボン・オフセットの活用
- 19. 電気の需要の最適化【New】（旧制度では平準化）
- 20. 気候変動への適応の取組み【New】



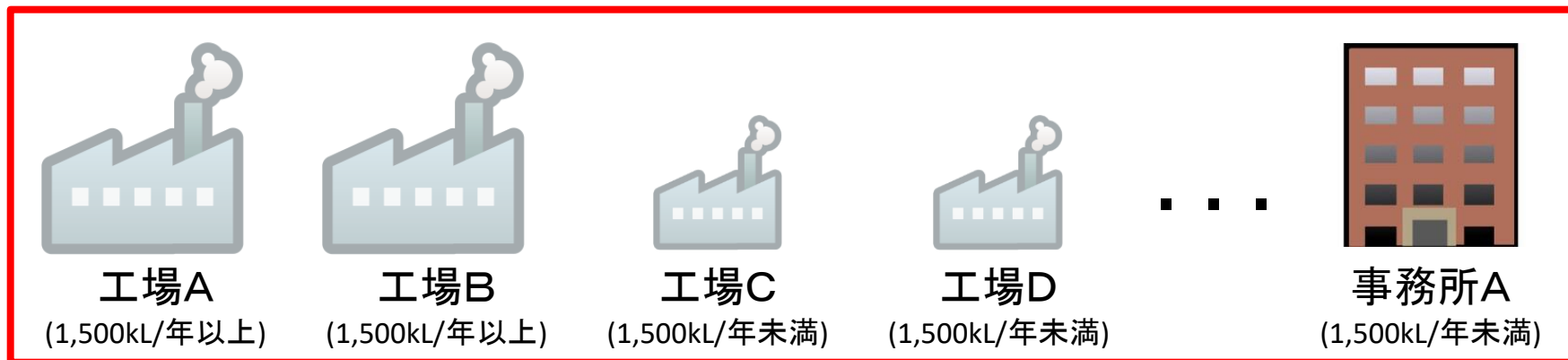
**任意の1事業所以上を選択**

(ただし、16～20項目は同じ事業所であること)

# 3(3)重点対策対象の事業所について

## ③重点対策加点項目1～5 (すべて旧制度には無かった項目)

1. サプライチェーン全体での脱炭素化の取組み
2. ZEB化の導入
3. ゼロエミッション車等の導入
4. 森林整備・木材利用の促進
5. 省エネ取組み率



## 任意の1事業所以上を対象(会社としての取組み)

項目ごとに違う事業所でもよい

(ただし項目3は、自動車は全事業所、EV用充電設備は任意の事業場を対象とする。)

## 4. 立入調査について

### ■立入調査

- 大阪府では、以下の事項に該当する事業者を対象に立入調査を実施します。
  - ✓ 対策計画書で評価が低い事業者
  - ✓ 実績報告書で温室効果ガス排出量が基準年度と比較して増加している事業者
  - ✓ その他、大阪府が必要と認める事業者  
(エネルギー使用量の確認等)
  
- 立入調査では、提出された数値情報の根拠資料の確認のほか、推進体制の確認・設備の運用状況等を確認し、必要に応じて指導・助言を行います。

# 5. 対策計画書の書き方と留意点

■ 対策計画書の構成 様式はエクセル形式で、下記のとおりシートが分かれています。

## 【対策計画書】

〔計画期間：2030年度まで〕

シートタグ名の変更や削除はしないでください。  
(自動計算等ができなくなります。)

### シートタグ名

1 表紙	6 その他エネ量
2 事業所名称等	7 電気使用量
3 対策まとめ	8 自動車エネ量
4 重点対策	9 EV・FCV一覧
5 主なエネ量	

## 【添付資料】〔必要に応じて提出〕

- ・その他事業所における各エネルギー使用量の内訳
- ・「エネルギーの使用によって発生する二酸化炭素」以外の温室効果ガスの算定根拠
- ・温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の算定根拠
- ・電気の排出係数および契約している電気メニュー（再エネ契約割合がわかるもの）の根拠資料
- ・個別調達した証書および大阪府CO<sub>2</sub>森林吸収量・木材固定量認証制度証書
- ・単位発熱量および排出係数等を実測に基づき設定する場合の根拠資料
- ・燃費法による自動車の燃料使用量の算定根拠

## ■ 対策計画書における表示規則

■ 記入が必要な項目 / ■ 自動で入力される項目 / ■ 青文字 公表される項目  
(青文字で表示される個所には個人情報や経営上の秘密情報などは記載しないようご注意ください。)

# 5. 対策計画書の書き方と留意点

## ■「1表紙」シート(届出の手引きP31)

様式第1号(第4条、第7条関係)

対策計画書	
大阪府知事様	
届出年月日 <b>2023年 月 日</b>	
届出者住所	
氏名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
大阪府気候変動対策の推進に関する条例 <b>第9条第1項</b> の規定により、次のとおり届け出ます。 第9条第2項	
該当する特定事業者の要件	年度当たりのエネルギー使用量が1,500k1以上の事業者(大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第3条第1号に該当する者)
	連鎖化事業者のうち、年度当たりのエネルギー使用量が1,500k1以上の事業者(規則第3条第2号に該当する者)
	特定自動車(乗用車)を30台以上使用する者(一般乗用旅客自動車運送事業者にあっては75台以上使用する者)(規則第3条第3号イ又はロに該当する者)
事業の概要	<b>事業者の主たる業種</b>
	主たる業種が複数ある場合のその他の業種
事業所の名称及び所在地	別紙のとおり
気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策	別紙のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標	別紙のとおり
計画期間	2023年 4月 1日 2031年 3月 日
連絡先	部署名 電話番号
※整理番号	

**日付、業種**の記載漏れに注意してください

**連絡先**は届出内容の確認時に必要です。  
(担当者名の記載があると、府との連絡がスムーズとなります。)

府が割り当てた**整理番号**を記載してください。

# 5.対策計画書の書き方と留意点

## ■「2事業所名」シート(届出の手引き[計画書]P32)

### 1 事業所の名称及び所在地

(1) 主な事業所(燃料並びに熱及び電気の量を原油換算した合計量が1,500kL/年以上の事業所)の一覧

No.	主な事業所名称	主たる業種	所在地(市町村名)	所在地(市町村名以降)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(2) その他事業所(燃料並びに熱及び電気の量を原油換算した合計量が1,500kL/年未満の事業所)の事業所数および主たる業種

事業所                      主たる業種

大阪府内にある「主な事業所」以外の事業所数及びその主たる業種を記入してください





# 5. 対策計画書の書き方と留意点

## (参考) 基準年度比削減率(原単位ベース)での評価を希望する場合

業種毎の特徴も考慮し、基準年度比削減率(原単位ベース)での評価を希望することができる。

### (原単位とは)

ある年度の温室効果ガス総排出量を生産数量など、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値等で割った値を指す。

【温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値の例: 製造品出荷額、延床面積、生産量、売上金額など】

### 計算式

基準年度比削減率(原単位ベース) =  $(A - B) / A \times 100(\%)$

A: 基準年度の原単位

B: 目標年度の原単位

例) 「製造品出荷額」を「温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値」にした場合

基準年度の排出量 10,000t-CO<sub>2</sub>、製造品出荷額 1,000百万円

目標年度の排出量 20,000t-CO<sub>2</sub>、製造品出荷額 2,500百万円

A:  $10,000\text{t-CO}_2 / 1,000\text{百万円} = 10\text{t-CO}_2 / \text{百万円}$

B:  $20,000\text{t-CO}_2 / 2,500\text{百万円} = 8\text{t-CO}_2 / \text{百万円}$

$(10 - 8) / 10 \times 100(\%) =$  基準年度比削減率(原単位ベース) 20%

# 5. 対策計画書の書き方と留意点

## ■「4重点対策」シート(届出の手引き[計画書]P11~29)

No.	重点対策名	対策の実施状況	実施状況の判断基準
1	機器管理台帳の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>①各機器を台帳化し、取得年月や補修・改修履歴を記録していますか。</li> <li>②機器管理台帳に、各機器の型式や対応年数などが記載されていますか。</li> </ul>
2	エネルギー使用量の把握、管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>①エネルギー種別や設備区分・系統ごとに使用状況を整理していますか。</li> <li>②共通したエネルギー単位に換算し比較していますか。 (例：円/kWh、円/L、円/m<sup>3</sup>)</li> </ul>

### 選択肢

- 実績報告書における実施状況は、**実施済み/未実施/非該当(※番号)** の選択肢です。
- 対策計画書における実施状況は、**実施済み/非該当(※番号)/実施予定/予定なし** の選択肢です。

### 判断基準

- **実施済み** : 判断基準すべてを実施していること。
- **未実施** : 判断基準すべてを実施することができていない場合。
- **非該当(※番号)** : 当該設備が無い事業所や、特記事項で適用しない合理的な理由がある場合は選択可。
- **実施予定** : 計画期間内に実施が予定されている場合に選択可。
- **予定なし** : 対策計画書において、計画期間内に実施見込みがない場合選択すること。

非該当(※番号)を選択できるかどうかは、シートの下に記載の【特記事項】を必ず確認してください。

#### 【特記事項】

- ※1 すべての事業所がテナントであるといった設備機器の更新権限が無い場合や年間のエネルギー使用量が15kL未満の事業所には適用しない。
- ※2 モーター出力合計が15kW以上とならない一系統を構成するポンプには適用しない。
- ※3 モーター出力合計が、11kW以上とならない一系統を構成するファン・ブロワーには適用しない。
- ※4 モーター出力合計が、15kW以上とならない圧縮空気システムを構成するコンプレッサ(容積型に限る(ターボ型は対象外))には適用しない。
- ※5 該当設備が無い事業所は「非該当」を選択することができる。
- ※6 賃貸契約等により、その把握や権限が及ばない場合には適用しない。
- ※7 発電に適した設置スペースが無い場合は「非該当」を選択することができる。
- ※8 基準年度比削減目安に達成している場合は「非該当」を選択することができる。なお、カーボン・オフセットは基準年度比削減目安を満たすことを必須とする。
- ※9 ゼロエミッション車とは電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。電動車とはゼロエミッション車、ハイブリッド自動車をいう。
- ※10 削減の主な理由が省エネ対策の取り組みではなく、コロナ感染症対策の影響などによる場合は「非該当」とする。なお、原油換算量削減率が10%以上であっても、自らの判断で「非該当」を選択することができる。

# 5.対策計画書の書き方と留意点

## ■「5主なエネ量」シート(届出の手引き[計画書]P38~40)

6 主な事業所におけるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量

(1)基準年度の主な事業所におけるエネルギー使用量

エネルギーの種類	単位	No. 1		0
		エネルギー使用量		温室効果ガス排出量
		数値	熱量(GJ)	数値(t-CO <sub>2</sub> )
原油(コークスを除く)	k L		0.0	0.0
コンデンセート	k L		0.0	0.0
ガソリン	k L		0.0	0.0
灯油	k L		0.0	0.0
軽油	k L		0.0	0.0
A重油	k L		0.0	0.0
LPG	t		0.0	0.0
LNG	t		0.0	0.0
都市ガス	千m <sup>3</sup>		0.0	0.0
産業用蒸気	GJ		0.0	0.0
蒸気(産業用蒸気以外)	GJ		0.0	0.0
温水	GJ		0.0	0.0
冷水	GJ		0.0	0.0
その他	**	**	0.0	0.0
その他	**	**	0.0	0.0
電気事業者	千kWh	0.00	0.0	0.0
その他買電	千kWh		0.0	0.0
自家消費(再エネ)	千kWh		0.0	—
自家消費(再エネ以外)	千kWh		0.0	
エネルギー使用量合計	GJ	—	0.0	—
原油換算量合計	k L	—	0.0	—
温室効果ガス排出量合計	t-CO <sub>2</sub>	—	—	0.0

事業所における**エネルギー使用量**は、保有する設備を含め、その事業所内で使用したエネルギー全ての使用量を記載してください

No1~No10は「2事業所名」シートに記載の「主な事業所名称」の番号と同じ順番になります。

電気使用量についての欄です。

「小売電気事業者」から購入した電気量は「7電気使用量」シートに入力すると「電気事業者」欄に反映します。

「特定送配電事業者」等から購入した買電量は「その他買電」に記載してください。

「自家消費」には、発電したものを自家消費している場合に、再エネと再エネ以外に分けて記載してください。

# 5. 対策計画書の書き方と留意点

(2) 基準年度の主な事業所におけるエネルギー販売量

エネルギーの種類	単位	No. 1		0	
		エネルギー販売量		温室効果ガス排出量	
		数値	熱量 (GJ)	数値 (t-CO <sub>2</sub> )	
原油 (コークセートを除く)	k L		0.0	0.0	
コンデンセート	k L		0.0	0.0	
ガソリン	k L		0.0	0.0	
灯油	k L		0.0	0.0	
軽油	k L		0.0	0.0	
A重油	k L		0.0	0.0	
LPG	t		0.0	0.0	
LNG	t		0.0	0.0	
都市ガス	千m <sup>3</sup>		0.0	0.0	
産業用蒸気	GJ		0.0	0.0	
蒸気 (産業用蒸気以外)	GJ		0.0	0.0	
温水	GJ		0.0	0.0	
冷水	GJ		0.0	0.0	
その他	**	**	0.0	0.0	
その他	**	**	0.0	0.0	
電気事業者	千kWh		0.0		
その他買電	千kWh		0.0	0.0	
自家消費 (再エネ)	千kWh		0.0	—	
自家消費 (再エネ以外)	千kWh		0.0	—	
エネルギー使用量合計	GJ	—	0.0	—	
原油換算量合計	k L	—	0.0	—	
温室効果ガス排出量合計	t-CO <sub>2</sub>	—	—	0.0	

事業所における**エネルギー販売量**は、**その事業所が保有する設備で生成したエネルギーの販売量**を記載してください。

他事業者Aから購入したエネルギー（電気含む）を、そのまま他事業者Bに販売した場合は、この項目には記載しないこと。

その事業所が保有する設備で発電し、その電気を売却している場合は、「自家消費」の欄に、再エネと再エネ以外に分けて記載してください。

# 5. 対策計画書の書き方と留意点

## ■「5 主なエネルギー」シート(届出の手引き[計画書]P38~40)

(3) 基準年度の主な事業所におけるそのほか温室効果ガス排出量

区分	2013	
(1)-(2)エネルギー使用量合計	0.0	
(1)-(2)原油換算量合計	0.0	
(1)温室効果ガス排出量合計	0.0	t-CO <sub>2</sub>
(2)温室効果ガス排出量合計	0.0	t-CO <sub>2</sub>
(1)-(2)合計	0.0	t-CO <sub>2</sub>
その他 ( ) の排出量		t-CO <sub>2</sub>
その他 ( ) の排出量		t-CO <sub>2</sub>
その他 ( ) の排出量		t-CO <sub>2</sub>
主な事業所における温室効果ガス排出量合計	0.0	t-CO <sub>2</sub>

エネルギー起源以外の温室効果ガス排出量がある場合に記載してください。  
(項目はプルダウンから選択)

## ■「6 その他エネルギー」シート(手引き[計画書]P41)

(1) 基準年度におけるエネルギー使用量

エネルギーの種類		①エネルギー使用量		温室効果ガス排出量	②エネルギー販売量		温室効果ガス排出量
		数値	熱量 (GJ)	数値(t-CO <sub>2</sub> )	数値	熱量 (GJ)	数値(t-CO <sub>2</sub> )
原油(コンデンセートを除く)	k L		0.0	0.0		0.0	0.0
コンデンセート	k L		0.0	0.0		0.0	0.0
ガソリン	k L		0.0	0.0		0.0	0.0
灯油	k L		0.0	0.0		0.0	0.0

このシートは、P6の特定事業者1、2に該当する場合のみ記載してください。  
特定事業者3に該当する場合は記載不要です。

「2事業所名」シートの「その他事業所」におけるエネルギー使用量を①に、エネルギー販売量を②に記載してください。

記載にあたっての留意点は「5 主なエネルギー」シートと同じです。

# 5. 対策計画書の書き方と留意点

## ■「7電気使用量」シート(届出の手引き[計画書]P42~47)

このシートは、P6の特定事業者1、2に該当する場合のみ記載してください。  
特定事業者3に該当する場合は記載不要です。

8 基準年度の主な事業所における電力使用量(電気事業者からの供給分)

No.	名称	電気事業者	CO <sub>2</sub> 排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /千kWh)	買電量 (千kWh)	再エネ契約割合 <small>※再エネ指定証書付き プラン</small>	熱量(GJ)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	再エネ量 (千kWh)
1	0					0.0	0.0	0.00
		クレジットなど個別調達等(電力契約に含む分は対象外)を 活用した温室効果ガス排出削減量(再エネ由来のみ)			-			
		合計		0.00		-	0.0	0.0

買電量は、購入した電力量の全量  
を記載してください。

基準年度に契約していた電気メニューの排出係数(単位に注意!)を記入してください。  
環境価値付き電気メニューなどを契約している場合は、環境価値を差し引いた調整後の排出係数を記入してください。(次ページ参照)

メニュー別排出係数は、毎年度環境省のHPに掲載されます。自社で契約している電気メニューがどのメニューに該当するかを確認することで、調整後排出係数の把握が可能です。ただし、個別に調整されたオリジナルのメニューである場合もあり、その場合は、(残差)と記入のあるメニューの係数を採用することで確認に代えていただけます。

また、個別で契約している電気メニューの中でCO<sub>2</sub>フリーの割合を契約で決めているような場合は、環境省のHPに記載の排出係数とCO<sub>2</sub>フリーの割合から、排出係数を算出してください。

【例】契約している電気メニューの排出係数0.5t-CO<sub>2</sub>/千kWh 買電電力量の30%がCO<sub>2</sub>フリーの場合  
CO<sub>2</sub>排出係数 = 0.5t-CO<sub>2</sub>/千kWh × (1-0.3) = 0.35t-CO<sub>2</sub>/千kWh

# 5.対策計画書の書き方と留意点

## ■「7電気使用量」シート(届出の手引き[計画書]P42~47)

(参考) メニュー別排出係数 (環境省HPより)

電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)  
 -R5.3年度実績- R5.1.24 環境省・経済産業省公表、R5.5.26一部修正

- 令和4年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数です(報告は令和5年度)。
- 基礎排出係数は基礎排出量の算定に、調整後排出係数は調整後排出量の算定に用います。
- 令和3年度から小売供給を開始した電気事業者については、令和2年度実績とみなす排出係数となっています。
- これらの電気事業者の令和3年度実績の排出係数(一部、令和3年度実績とみなすものを含む。)は、令和5年7月頃に更新予定です。
- 令和4年度から小売供給を開始した電気事業者の事業者別排出係数は、令和5年7月頃に公表予定です。
- (参考値)は令和2年度実績の排出係数です。この排出係数は、メニュー別排出係数(残差を除く。)と合わせて令和5年7月頃に更新予定です。
- 把握率とは、排出係数の算出に当たり、燃料使用量等の実測等をもって二酸化炭素排出量を算定した割合です。
- 把握できなかった理由は、把握率が100%でない事業者のみ記載しています。なお、特定の事業者名が記載されていた場合は事業者名は伏せて公表しています。

注(残差)はメニュー別係数を公表している電気事業者から電気の供給を受けている場合であって、供給を受けている電気に関するメニュー別係数が公表されていない場合に使用する係数です。

注(参考値)は、メニュー別係数を公表している電気事業者についての令和2年度実績に基づくもので、原則参考情報です。ただし、メニュー別係数を公表している電気事業者から「メニュー別係数(残差)」に相当する電気の供給を受けているが、「メニュー別係数(残差)」が公表されていない場合には、この参考値を用いて算定します。

注A0063(株)エネルギー・ソリューション・アンド・サービス、A0071 伊藤忠商事(株)、A0138(株)関電エネルギーソリューション、A0269 東京電力エナジーパートナー(株)、A0273 中国電力(株)、A0274 四国電力(株)、A0275 九州電力(株)、A0276 沖縄電力(株)、一般送配電事業者(沖縄電力(株)を除く)、全国平均係数について修正が生じております。修正箇所は赤字にしておりますので、正しい値をよくご確認ください。

【小売電気事業者】

登録番号	電気事業者名	基礎排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	調整後排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)		各事業者の把握率(%)	把握できなかった理由
A0001	(株)F-Power	0.000472	メニューA	0.000000	100.00	
			メニューB	0.000000		
			メニューC(残差)	0.000505		
			(参考値)事業者全体	0.000481		
A0002	イーレックス(株)	0.000453※		0.000453※	-	
A0003	リエスパワー(株)	0.000368		0.000000	100.00	
A0004	エバーグリーン・リテイリング(株)	0.000548	メニューA	0.000000	100.00	
			メニューB(残差)	0.000492		
			(参考値)事業者全体	0.000428		
			メニューA	0.000000		
				0.000000		
				0.000000		

# 5. 対策計画書の書き方と留意点

## ■「7電気使用量」シート(届出の手引き[計画書]P42~47)

8 基準年度の主な事業所における電力使用量(電気事業者からの供給分)

No.	名称	電気事業者	CO <sub>2</sub> 排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /千kWh)	買電量 (千kWh)	再エネ契約割合 ※再エネ指定証書付きプラン	熱量(GJ)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	再エネ量 (千kWh)
1	0					0.0	0.0	0.00
						0.0	0.0	0.00
						0.0	0.0	0.00
		クレジットなど個別調達等(電力契約に含む分は対象外)を活用した温室効果ガス排出削減量(再エネ由来のみ)	-		-	-	-	0.00
		合計		0.00	-			

(参考) 証書等の種類ごとのCO<sub>2</sub>フリー電気と再エネ電気の関係

種類		CO <sub>2</sub> フリー	再エネ	備考
非化石証書	FIT非化石証書	○	○	
	非FIT非化石証書 (再エネ指定あり)	○	○	
	非FIT非化石証書 (再エネ指定なし)	○	×	原子力等
グリーン電力証書	—	○	○	
Jクレジット	再エネ(電力)由来	○	○	
	上記以外	○	×	森林吸収、 工業プロセス等

※上記表は、わかりやすく示すため、正確性に欠ける表現があることにご留意ください。

再エネ契約割合を記入してください。  
CO<sub>2</sub>フリーの電気が必ずしも再生可能エネルギー(再エネ)電気ではありません。(左表参照)

電気事業者を介さず、個別に調達した再エネ指定証書を購入した場合に記載してください。(単位: 千kWh)  
「3対策まとめ」シートには自動反映されません。この欄を書いた場合「3まとめ」シートの「クレジットなどの個別調達等(電力契約に含む分は対象外)を活用した温室効果ガス排出削減量」欄にも記載してください。(単位: t-CO<sub>2</sub>)



# 5.対策計画書の書き方と留意点

## ■「8自動車エネ量」シート(届出の手引き[計画書]P48～51)

10 自動車の台数及びエネルギー使用量

(1) 自動車の台数

① 保有台数

種類		年度末保有台数の総数		基準年度( 2013 ) 年度		
		うち ハイブリッド 自動車	電気自動車	プラグイン ハイブリッド 自動車	燃料電池 自動車	
乗用車	普通乗用車 (「3」ナンバー)					
	小型乗用車 (「5」「7」ナンバー)					
	軽乗用車(四輪) (「5」「7」ナンバー)					
貨物車	普通貨物車 (「1」ナンバー)					
	小型貨物車 (「4」「6」ナンバー)					
	軽貨物車(四輪) (「4」「6」ナンバー)					
その他	バス (「2」ナンバー)					
	特殊自動車 (「9」「0」ナンバー)					
	特種自動車 (「8」ナンバー)					
合計	(軽除く)	0	0	0	0	0
	(軽含む)	0	0	0	0	0

基準年度に使用していた自動車に関し、車検証の「使用の本拠の位置」が大阪府内で、業務に使用されていた車両について記載してください。

② 乗用車の年間導入台数

種類		年間導入台数の総数		目標年度( 2030 ) 年度		
		うち ハイブリッド 自動車	電気自動車	プラグイン ハイブリッド 自動車	燃料電池 自動車	
乗用車	普通乗用車 (「3」ナンバー)					
	小型乗用車 (「5」「7」ナンバー)					
	軽乗用車(四輪) (「5」「7」ナンバー)					
合計	(軽除く)	0	0	0	0	0
	(軽含む)	0	0	0	0	0

目標年度(2030年度)の1年間に導入(買換え・リース更新など)する予定のものについて、台数と電動者の内訳を記入してください。

# 5.対策計画書の書き方と留意点

## ■「8自動車エネ量」シート(届出の手引き[計画書]P48~51)

(2) 事業者で使用する自動車分の合計				
①エネルギー使用量				
エネルギーの種類	単位	基準年度( 2013 )年度		
		数値	熱量 (GJ)	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
電気(※1)	千kWh	0.00	0.0	0.0
水素(※2)	kg	0.00	-	0.0
ガソリン	kL		0.0	0.0
軽油	kL		0.0	0.0
LPG	t		0.0	0.0
その他				
合計		-	0.0	0.0

(※1) 1・2号事業者は電気自動車に充電する電気は事業所の電気使用量に含まれるとみなし、「0.00」が自動表示されます。3号「9EV/FCV一覧」シートに記入した年間走行量等から自動表示されます。(※2) 水素はCO<sub>2</sub>排出量を算定しません。

②温室効果ガス排出量				
区分	基準年度( 2013 )年度			
エネルギーの使用によって発生する二酸化炭素の排出量	0.0		t-CO <sub>2</sub>	

【参考】

(1)数値把握の方法(電気自動車・燃料電池自動車を除く)

- 燃料法(直接、燃料使用量を把握する方法)によるもの
- 燃費法(車両の燃費と走行距離により燃料使用量を把握する方法)によるもの
- その他の方法( )

(2)自動車台数の状況					
①保有台数の状況					
	合計保有台数(台)	基準年度( 2013 )年度			
		うち			
		電動車		ゼロエミッション車	
(軽除く)	0	0	0	-	-
(軽含む)	0	0	0	-	-

②乗用車の年間導入台数の状況					
	合計導入台数(台)	目標年度( 2030 )年度			
		うち			
		電動車		ゼロエミッション車	
(軽除く)	0	0	0	-	-
(軽含む)	0	0	0	-	-

(3)電気自動車の年間走行距離の合計と電気使用量		
0	km	0.0 kWh

基準年度に使用していた自動車に関してエネルギー使用量を記載してください。

数値把握の方法の選択漏れに注意してください。

# 5.対策計画書の書き方と留意点

## ■「9EV・FCV一覧」シート(届出の手引き[計画書]P52)

11 基準年度のEV/FCV一覧(「8 自動車エネルギー」関係)

														年間走行距離の合計		使用量の合計		CO2排出量の合計	
														【電気自動車(EV)】	0 km	0.0	千kWh	0	t-CO <sub>2</sub>
														【燃料電池自動車(FCV)】	0 km	0.0	kg	0	t-CO <sub>2</sub>
番号	ナンバープレート				初度登録年月	自動車の種別	型式	車両総重量(kg)	燃料種類	年間走行距離(km)	新規or廃止	電気(kWh)・水素(kg)使用量	電費等	CO <sub>2</sub> 排出係数(kg-CO <sub>2</sub> /kWhまたはkg-CO <sub>2</sub> /kg)	CO2排出量				
	使用の本拠	分類番号	文字	指定番号															
1															-				
2															-				
3															-				
4															-				
5															-				
6															-				
7															-				
8															-				
9															-				
10															-				

基準年度に使用していた「大阪府ナンバー」の自動車に関して、記載してください。

# 《届出書作成のご参考資料》

## ■届出の手引き

必ずご確認ください。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukanky o/ondankaboushi\\_jourei/ondanka\\_todoked e.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukanky o/ondankaboushi_jourei/ondanka_todoked e.html)

（「よくある質問」についても、上記ページで随時更新していきます。）

## ■気候変動対策指針

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2160 6/00139181/shishinn.pdf>

# 《お問い合わせ先》

## 特定事業者の区分

## お問い合わせ先

(1)府内に設置している事業所において使用した化石燃料及び非化石燃料並びに電気の量並びに他人から供給された熱の量を原油換算した合計量が1,500キロリットル/年以上の事業者

脱炭素・エネルギー政策課  
気候変動緩和・適応策推進グループ  
電話：06-6210-9553

大阪市住之江区南港北1-14-16

(2)連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が府内に設置している事業所及び当該加盟者が府内に設置している当該連鎖化事業に係る事業所において使用した化石燃料及び非化石燃料並びに電気の量並びに他人から供給された熱の量を原油換算した合計量が1,500キロリットル/年以上の事業者

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階  
メールアドレス：  
[eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp)

(3)府内に使用の本拠の位置を有する自動車（軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。）を、30台以上（タクシー事業者は75台以上）使用する事業者

脱炭素・エネルギー政策課  
脱炭素モビリティグループ  
電話：06-6210-9586

大阪市住之江区南港北1-14-16  
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階  
メールアドレス：  
[datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)